

令和6年度(2024年度)介護サービス提供基盤等整備事業費補助金 交付要綱 新旧対照表【別表1】

新	旧	改正理由																																																																																
<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業費補助金（道事業）の補助基準額等一覧表</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1 区分</th> <th style="width: 33%;">2 交付基準額</th> <th style="width: 33%;">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1,230 千円 × 定員数</td> <td rowspan="5">特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> <td rowspan="7">ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> <td rowspan="7"></td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) ~ (6) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			特別養護老人ホーム	1,230 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数	介護医療院	61,000 千円 × 施設数	養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。		介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数	介護医療院	61,000 千円 × 施設数	養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	(2) ~ (6) (略)			<p style="text-align: center;">介護サービス提供基盤等整備事業費補助金（道事業）の補助基準額等一覧表</p> <p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">1 区分</th> <th style="width: 33%;">2 交付基準額</th> <th style="width: 33%;">3 対象経費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム</td> <td rowspan="5" style="text-align: center;">1,230 千円 × 定員数</td> <td rowspan="5">特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> </tr> <tr> <td>軽費老人ホーム</td> </tr> <tr> <td colspan="3">② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）</td> </tr> <tr> <td>特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> <td rowspan="7">ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</td> </tr> <tr> <td>介護老人保健施設</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>介護医療院</td> <td style="text-align: center;">61,000 千円 × 施設数</td> </tr> <tr> <td>養護老人ホーム</td> <td style="text-align: center;">2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td>介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）</td> <td style="text-align: center;">4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(2) ~ (6) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	1 区分	2 交付基準額	3 対象経費	① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			特別養護老人ホーム	1,230 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	軽費老人ホーム	② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）			特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数	介護医療院	61,000 千円 × 施設数	養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	(2) ~ (6) (略)			<p style="text-align: center;">改正理由</p> <p style="text-align: center;">・事業追加</p>
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費																																																																																
① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）																																																																																		
特別養護老人ホーム	1,230 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。																																																																																
介護老人保健施設																																																																																		
介護医療院																																																																																		
養護老人ホーム																																																																																		
軽費老人ホーム																																																																																		
② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）																																																																																		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。																																																																																
介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
介護医療院	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
③ 災害イエローゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）																																																																																		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
介護医療院	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
(2) ~ (6) (略)																																																																																		
1 区分	2 交付基準額	3 対象経費																																																																																
① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）																																																																																		
特別養護老人ホーム	1,230 千円 × 定員数	特別養護老人ホーム等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を含む。）に必要と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。																																																																																
介護老人保健施設																																																																																		
介護医療院																																																																																		
養護老人ホーム																																																																																		
軽費老人ホーム																																																																																		
② 災害レッドゾーンに所在する老朽化等した広域型介護施設等の移転改築整備（政令指定都市・中核市以外に所在する定員30名以上の広域型施設等に限る）																																																																																		
特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。																																																																																
介護老人保健施設	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
介護医療院	61,000 千円 × 施設数																																																																																	
養護老人ホーム	2,600 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	4,880 千円 × 整備床数 ※ 移転後床数。ただし増員分は対象外。																																																																																	
(2) ~ (6) (略)																																																																																		

